

I. スポーツとグローバリゼーション

1. ICASと長野CAS裁定

ースポーツ・グローバリゼーションにおけるその意味ー

上野 卓郎

はじめに

長野冬季オリンピックでカナダのスノーボード選手の大塚純陽のドーピング違反、IOCによる金メダル剥奪、カナダによるスポーツ仲裁裁判所(CAS)への提訴、CASによるIOCの処分却下、IOCによる金メダル剥奪取り消しという、かつてない「事件」が生じ、新聞も大きく取り上げたことは記憶に新しい。ただし、選手の名前はもう記憶していないであろう。ちなみに彼は男子大回転のレバグリアティであった。

我々はこの「事件」を共同研究の事例として検討することにしたが、「事件」の転轍役となったCASを主要な研究対象に絞ることも確認した。なぜなら、「事件」は様々な要素によって構成されていたからである。すなわち、事件の容疑者がオリンピック新種目のスノーボード選手であったことによるスノーボードという種目についての「生贄」説などの関係者の反応、あるいはIOC医事規約上のドーピングではないが社会的に禁止される大麻の使用についての取り扱い論議、背景としてのIOCの商業主義路線と「プロ参加」促進方針の矛盾の帰結、などが挙げられる。

この後者の要素も念頭に置きながら、我々が「長野CAS裁定」と呼ぶもののスポーツ・グローバリゼーションにおける意味を研究することが、ここでの課題である。そのための参考文献として長野オリンピック開催直前に公開された、小田滋(国際司法裁判所裁判官(「長野オリンピックにおけるスポーツ関連紛争の解決ースポーツ仲裁についてー」(『ジュリスト』No.1127(1998年2月1日)、94-102頁))を取り上げ、「事件」関係新聞報道・解説と付き合わせて検討する。

1. CASとICAS

小田論文によると、CASとICASは次のような連関構造をなす。まず、スポーツ仲裁裁判所(CAS=Court of Arbitration on for Sport)がIOCの肝入りでいかなるスポーツ団体からも独立のものとして1983年に設立され、規程、規約は1984年に発効、100人余のスポーツ仲裁人名簿を用意。「通常仲裁」と「上訴仲裁」に分けて決定し、「勧告的意見」も求められた。だが、これは事実上IOCの下部機関として存在していた。そこでCASに独立性を持たせるためにIOC委員(前国際司法裁判所裁判官)ムバイエの構想で独立の管理機構の下にCASを置くICASの設立が1994年に図られた。その年6月、IOC、ASOIF(オリンピック夏季大会国際競技団体連合)、AIWF(オリンピック冬季大会国際競技団体連合)、ANOC(国内オリンピック委員会連合)の四者の間で「ICAS設立協定」(パリ協定)が締結され、ローザンヌを本部とし、財政は上記4団体負担で財団として同年11月22日に発足した。ICASの理事選出枠は次のようになっており、これは「スポーツ関連仲裁規約(コード)」にも定められる。すなわち、IOC4人、ASOIF3人、AIWF1人、ANOC4人の合計12人の設立理事会が、競技者利益代表4人を選出し、16人となった理事が競技団体とは独立の人物4人を選出し、総計20人の理事でICAS発足というものであった。CASの事務局長のロシャがICASの事務局長にもなる。11月22・23日第一回理事会で理事長ムバイエ、通常仲裁部長、上訴仲裁部長、各副部長を選出、CA

S 仲裁人リストも決定。1995 年モナコ第二回理事会で副理事長 2 人を選出。第一回理事会で採択された「スポーツ関連仲裁規約」は、「スポーツ関連紛争の解決機関規程 (statute)」26 か条と、「手続き規則 (Procedural Rules)」43 か条の通算 69 か条からなる。その第 1 条で紛争にはドーピング関連紛争を含むことを特記している。

2. CAS の仲裁

スポーツ仲裁国際理事会 (I CAS) 理事長がスポーツ仲裁裁判所 (CAS) 所長である。

再任可能な 4 年任期の I CAS の理事は CAS の仲裁人になることはできない。

CAS は、1 人あるいは 3 人の仲裁人からなるパネルによって仲裁解決を得る。仲裁人は 150 人限度としてスポーツ各団体指名のなかから、4 年任期で I CAS 任命の仲裁人リストが作られる。

紛争は当事者の文書の合意によって CAS に付託される。紛争にはスポーツに関する原則、あるいはスポーツの実施あるいは発展において現実となる金銭その他の利益の問題が含まれる。

パネルの判断は最終であり、当事者を拘束する。当事者の仲裁手続きの負担は、通常仲裁手続きでは当事者がその費用を負担し、CAS が決定している仲裁人の報酬を支払うが、上訴仲裁では最初の提訴の 500 スイスフランを除いて無料だという。通常仲裁手続きは秘密扱いで、その仲裁判断も公表されない。上訴仲裁手続きには特別なルールがないが、事実上当事者の反対の意思表示がない限り仲裁判断は公開されてきた。ただし普通には公開されないためその詳細を知るのは困難で、CAS 仲裁判断集が近く I CAS によって出版されるという。

小田氏が断片的に知り得るところとして挙げている例は次のとおりである。「上訴仲裁」では、その乗馬に対する虐待行為があったとして出場停止および罰金を課した国際馬術連盟の決定に対する騎手の訴え、Lidocain 使用の馬のドーピングのために出場停止を命じられたことに対する騎手の

訴え、水泳選手のスteroid 使用、シンクロナイズドスイミング選手の利尿剤使用などからくる、あるいは競輪選手の出場停止などに対する上訴の訴えがあった。「通常仲裁」では、国際電気通信連合の放映権をめぐる契約、漕艇選手のシャツの商標、スキー選手の役員との衝突による負傷の賠償など、アメリカ女性水泳選手がドーピングについての国際アマチュア水泳連盟の決定に対する訴え、イアリアとクロアチアの水球ゲーム中の喧嘩の判定の結果イタリアのその後の世界選手権大会への出場停止を命じた国際水泳連盟の決定に対する訴え、がある。

サンボの国際協会が二人の人物がその会長の席を争っているとして CAS の勧告的意見を求めたことがあるという。

1996 年以来、CAS 地方事務所がシドニー、デンヴァーに設立され、アルゼンチンに設立の動きがある。また、1997 年 11 月の I CAS 第六回理事会で「CAS 調停規則」が採択された。紛争のたびに調停者を選び、その助力によって当事者間の交渉を善意で行わせようとするものだが、スポーツ機関の与えた決定は CAS の調停の対象にはならない。調停は拘束力がない。なぜ調停制度が急に採択されたか、その背景は不明だという。

3. ドーピング問題と CAS

オリンピック憲章第 48 条は医事規約 (コード) の条項だが、IOC は特にドーピングを禁ずる医事規約を採択し、競技者の医事管理に関する条項も含むという。IOC 会長が医事委員会を任命し、IOC 医事規約を作成し、IOC 理事会のもとでこれを実施すると規定している。小田氏によれば、1995 年に IOC が採択した「IOC 医事規約」の主旨は次のとおりである。すなわち、フェアプレイがオリンピックの精神であり、ドーピングを禁じようとするものであり、この規約はオリンピック競技また IOC が支持を与えるすべての競技、さらにオリンピックで行われる一競技の準備期間を含むすべてのスポーツに適用され、

競技者の健康を維持するためのものだという。

I O C 医事規約で禁止されている薬物は、興奮剤、麻薬、蛋白同化剤（筋肉増強剤）、利尿剤、ペプチド・糖蛋白ホルモン及び類似物とされ、それにさらに詳細な分類がある。禁止されている方法は、血液ドーピングと薬理的・物理学的操作であるとされ、またある種の制限が課せられている薬物がある。アルコール、大麻、局所麻酔剤、副腎皮質ステロイド、ベータ遮断剤が挙げられている。女性選手の場合に性の確認もある。禁止されている薬物検査には I O C によって承認された検査機関があたる。そうして I O C 医事規約を適用した I O C、国際競技連盟その他の団体による決定につき C A S に訴えることができる。しかし I O C が認めた検査は正当なものに見なされ、反対の証拠によってのみ覆される。I O C 医事規約の禁じた薬物、方法は争い得ないものである。団体、選手、その他のオリンピック運動参加者はこの医事規約の適用に関する紛争を C A S に提出する個別的かつ共同の義務を負っている。ー以上、小田論文 98 頁から。

4. オリンピック期間のスポーツ仲裁

オリンピック憲章が 1995 年 6 月に改定され、現在 74 か条からなるが、大半の条文を占める最終の第 5 章のオリンピック競技大会のなかの最終第 4 節・議定書の最後に第 74 条ー仲裁が新たに加えられた。このオリンピック憲章第 7 4 条は「オリンピック競技に際し、あるいはそれとの関連で起こる紛争はもっぱら C A S に提出されなければならない」と規定する。これに基づいて、I C A S は、1995 年 9 月パリの第 3 回理事会において「オリンピック競技大会の期間中に生ずる紛争の解決の規定」を採択した。これは「スポーツ関連仲裁規約」の一部をなす。これによってスポーツ仲裁はオリンピック期間中には強制的に機能することになった。

オリンピックへの参加には「紛争は C A S の仲裁に付託する」という誓約書が必要である。オリ

ンピック期間中、C A S はアドホック仲裁部を作り、その部長と部長代理は I C A S の理事のなかから選ばれる。この期間中の仲裁人リストは事前に用意され、この仲裁人は期間中現場に常駐するという。

紛争を持ち込む選手、団体は書面で申請を出し、アドホック仲裁部長はリストのなかから 3 人の仲裁人からなるパネルを構成する。両当事者の口頭審問、証拠の提出が行われる。パネルはオリンピック憲章、他の規則、法の一般原則および適当と見られる法の規則を適用する。パネルは原則として 24 時間以内に仲裁判断を下す。

パネルの仲裁判断は直ちに強制可能となり、上訴あるいは法に訴えての抗告は行われない。公用語は英仏で、仲裁費用は同伴の通訳を除いて無料だという。

オリンピックのためのアドホック仲裁部が最初に機能したのは、1996 年アトランタ夏季オリンピックで、1998 年長野冬季オリンピックは二度目の適用となる。なお、1998 年クアラルンプール第 16 回英連邦競技大会にもアドホック仲裁部が設立されることが 1997 年 11 月の I. C A S 第 6 回理事会で決定され、そのための規則が採択された。今後こうした国際競技での C A S アドホック仲裁部の利用の一般化が予想される。

[1996 年アトランタでの最初の試み]

I C A S はアトランタに C A S のリストのなかから 10 名の仲裁人の常駐を求めた。アトランタでの C A S 仲裁は形式的には 6 件だが、実際は 4 件だったという。

①アメリカ水泳連盟対国際水泳連盟の紛争。
アイルランド女性選手が 400 メートル自由形にもともとエントリーされていなかったのに後に他の選手に差し替えて出場したことにアメリカ水泳連盟がその出場資格を問題にしたが、C A S は彼女の出場が適用法規の明瞭な要求を侵害したことをアメリカ水泳連盟が示していないとしてその申請を却下し、結果的に彼女のエントリーはそのまま

認められたケース。

②オリンピック初出場のカーボヴェルデの 110メートル障害選手が、予定されていた代表団長をさしおいて開会式の旗手をつとめその国内オリンピック委員会を侮辱したとしてこの国内オリンピック委員会からオリンピック村への入村を拒否されたことをめぐる問題で、CASは、後者によるそうした侮辱はなかったとして、IOC理事会の変更がない限りこの選手はすべての権利と特権を持つとして、この国内オリンピック委員会による拒否を否定したケース。

③フランスのボクシング選手が国際ボクシング協会(AIBA)を相手にしたもの。レフリーがこの選手をベルト下のパンチで失格としたのに対しAIBAはこれを確認、CASはこれは当該協会の責任に帰するルールに属する純粋に技術的問題で、これらのルールの適用を再審することはパネルの任務ではないと判断し、協会がルールの適用に関して何らかの非を犯したということをこの選手は示していないと述べて、選手側の訴えを却下したケース。

④ロシアの水泳選手とレスリング選手についてIOC理事会がBromantanの使用を理由にメダルを剥奪したことに対する訴えで、Bromantanが医事規約にいう興奮剤かどうかであり、CASの裁定はIOCの決定を覆し、選手の勝利に終わっているケース。もっとも、後になって新たにこれは禁止薬物に指定されるに至ったという。

[長野冬季オリンピックにむけての対処]

1997年4月ダマスカスでのICAS第5回理事会で「長野における第18回オリンピック冬季競技大会から生ずる紛争解決の規則」23か条が採択された。オリンピック期間中CASのアドホック仲裁部が長野に設立されるが、これは仲裁人リストに記載の仲裁人、ICAS理事から選ぶ部長、部長代理、CAS事務局長のもとにおかれる長野裁判事務室からなる。申請があれば部長が3人の仲裁人によるパネルを構成し、その長を指名

する。

当事者が聴聞への出頭拒否してもパネルは手続きを進める。パネルは申請が根拠とする事実に対する完全な審査権を持つ。パネルの決定は原則的に多数決で、簡単な理由が付けられる。決定は直ちに当事者に通報され、その時から仲裁判断は最終的なものになる。

この長野に関係する仲裁人は6名がすでに指名され、全期間長野に常駐する。長野のアドホック仲裁部の構成は、部長、部長代理、名誉委員会(5名、仲裁実務に無関係)、仲裁人。

5. 長野CAS裁定報道

以上、ほぼ小田論文から取り上げた内容であるが、実際に生じた長野での失格選手復権CAS裁定についての報道を資料に上記の内容に関連した記述を吟味したところ、以下のことがわかった。

CASについての解説記事で、「当初はIOCの下部組織だったが、IOCが当事者になる可能性を考えて、九四年に独立した」(「朝日」2.12)、「1984年、IOCが独立した調停機関として設置した。国際競技団体の規則と国内法の絡む問題をスポーツ界内部で解決するのが目的」(「毎日」2.13)と記述、「朝日」はスポーツ仲裁裁判所、「毎日」は国際スポーツ仲裁裁判所と表記したのに対し、「読売」は2.13トップ記事で国際スポーツ調停裁判所と表記し、「IOCが設けた第三者による調停機関」と記述。「読売」の表記は明らかに誤り。だが、3紙ともICASについて触れた記述がなかったことは共通していた。

遺憾ながら我々がその他検討したことを報告する余裕がない。本報告は「ICASとCAS」の基本的知識の共有という目標に限定したかぎりでその責を果たすものでしかない。研究会で討論した5.の報道分析の報告を記すことができなかったことをおわびする。

『研究年報1998』正誤表

1998.9

一橋大学スポーツ科学研究室

誤

正

3頁左下から15行目 「生賛」説

「生賛」説

4頁右上から3行目 競輸選手

競輪選手